

件 名	区役所機能強化に向けた取組みについて						
経 過 ・ 現 状 政 策 課 題	■経過・現状 ○ 平成18年4月の政令市移行時から区役所を「市民自治の拠点」「地域の総合行政サービス拠点」と位置づけ、区民とのより良いパートナーシップを築き、質の高い行政サービスを提供するとともに、地域の課題は地域で解決する「身近で頼れる区政」の実現をめざして取り組んできた。 ○ 地域が主体となった課題解決への取組みを区役所が支援し、各区の特性を活かしたまちづくりを区民とともにより一層進めるため、さらなる区役所の機能強化に向けて検討を進めてきた。						
対 応 方 針 今 後 の 取 組 (案)	■区役所機能強化の基本方針 (1) めざすべき区役所像 ○市民自治の拠点 区民意識や区域の課題を的確に把握し、区民とともに地域の特色を活かした魅力あるまちづくりや住みよい地域社会づくりを展開する区役所 ○地域の総合行政サービス拠点 日常生活に密着した総合的行政サービスを円滑・迅速に処理し、完結的に提供する区役所 (2) 基本方針 「市民の視点」「現場主義」の観点から区役所機能の強化を図る。 ■平成23年度から取り組む主な項目 <table border="1"> <tr> <td>組 織 権 限</td><td> ○市長調整監の設置 ○区と本庁各局との連携強化 ○副区長の創設 ○区長の本会議への出席 ○区長（市長調整監）の庁議への出席 </td></tr> <tr> <td>財 政 権 限</td><td> ○区への予算要求権の付与及び予算の移管 H22 34億円 ⇒ H23 100億円（特別会計含む） </td></tr> <tr> <td>区民と取り組む地域づくり</td><td> ○区民まちづくり会議の充実 </td></tr> </table>	組 織 権 限	○市長調整監の設置 ○区と本庁各局との連携強化 ○副区長の創設 ○区長の本会議への出席 ○区長（市長調整監）の庁議への出席	財 政 権 限	○区への予算要求権の付与及び予算の移管 H22 34億円 ⇒ H23 100億円（特別会計含む）	区民と取り組む地域づくり	○区民まちづくり会議の充実
組 織 権 限	○市長調整監の設置 ○区と本庁各局との連携強化 ○副区長の創設 ○区長の本会議への出席 ○区長（市長調整監）の庁議への出席						
財 政 権 限	○区への予算要求権の付与及び予算の移管 H22 34億円 ⇒ H23 100億円（特別会計含む）						
区民と取り組む地域づくり	○区民まちづくり会議の充実						
効 果 の 想 定	○各区の状況に応じたきめ細かい施策立案が可能となるため、より区民ニーズに即した施策・事業の展開が図られる。 ○区域の課題や特性に応じた区民主体・区民協働のまちづくりが一層促進される。 ○区役所・本庁関係局がより一層の連携・協力のもと「市民の視点」「現場主義」の観点からの市政運営が図られる。						
関 係 局 と の 政 策 連 携	各区役所、市長公室、総務局、危機管理室、財政局、健康福祉局、子ども青少年局など						

区役所機能強化に向けて

【区役所機能強化の基本方針】

(1) めざすべき区役所像

自由と自治の伝統を継承する都市として、区民とのより良いパートナーシップを築き、区の創意工夫のもと、質の高い行政サービスを提供するとともに、身近な地域の課題は地域で解決する「身近で頼れる区政」を実現する。

○市民自治の拠点

区民意識や区域の課題を的確に把握し、区民とともに地域の特色を活かした魅力あるまちづくりや住みよい地域社会づくりを展開する区役所

○地域の総合行政サービス拠点

日常生活に密着した総合的行政サービスを円滑・迅速に処理し、完結的に提供する区役所

(2) 基本方針

～「市民の視点」「現場主義」の観点から以下を重点目標に区役所機能の強化を図る～

- ①区民サービスの向上など利便性の高い区役所の実現
- ②区民参加によるまちづくりの推進
- ③区民相互のつながりや連帯感を醸成するキーステーションとしての機能強化

【平成 23 年度の主な取り組み】

組 織 権 限

■市長調整監の設置

(1) 設置目的

市民の意向と市政の方向性などを相互につなぐ役割を担う、分権型の地域ネットワークの構築の要として「市長調整監」を設置し、区長がその職を兼務する。

(2) 市長調整監の役割

- 区民の意向をふまえた現場から市長への直接の地域情報の伝達
- 市政についての区民への説明や周知
- 区域で実施される重要事業に関する所管部局との連絡調整
- 市民協働や市民参加など都市内分権に関する市長特命事項への対応

《市長調整監会議》

①設置目的

市長調整監の所掌業務の円滑な推進を図るため、市長と市長調整監との間での情報共有や市長からの対応方針の伝達等を行う。

②案件

市長からの指示、伝達事項等	○市長調整監から市長へ報告のあった区域課題に関すること ○市長調整監への特命事項に関すること ○その他、市長から市長調整監への指示
市長への説明、報告事項等	○区域で発生している課題やそれに対する区の対応方針に関すること ・区民から区役所を通じて寄せられた、区域内の課題や要望などへの対応 ・市長への文書報告の内、特に重要な案件など

	○市長からの特命事項の進捗状況に関すること ○区域で行った、市政に関する説明や周知活動に関すること ○各区の独自事業に関すること ・区民まちづくり基金を活用した事業など ・区民の意向や関係団体との調整状況など ○各区まちづくりビジョンに係る進捗状況に関すること
--	---

③開催頻度：原則毎月 1 回開催

④会議構成

○構成員：市長、市長調整監、市民人権局長

(案件に応じ所管部局出席、オブザーバー 政策調整担当)

○事務局：市民人権局

■区と本庁各局との連携強化

(1) 区長会議による連携強化

区役所所管業務をはじめとする業務の円滑な推進を図るため、区長会議等にて各所管部局との連携強化を図る。

(2) 区民から区役所を通じて寄せられた情報の共有と対応協議

■副区長の創設

(1) 創設目的

区役所の組織マネジメント機能の強化を図り、区長の職務を補佐する役割とその職責を区民及び庁内に対し明確に示すため、区役所次長の職(2名)を廃止し、区長に次ぐ区政の責任者として、新たに副区長(1人、部長級)を設置する。

(2) 副区長の権限

これまで2人の区次長が行ってきた意思決定について、副区長が統括して行う。副区長には、区次長と異なり部長共通専決事項同等の専決権を付与し、区の内部管理事務の多くを執り行う。

■区長の本会議への出席

(1) 出席目的

市議会における区長の説明責任の強化のため、本会議へ区長が必要に応じ出席する。

(2) 本会議での役割

議事説明員に区長を加え、区の独自事業や区域に特化した課題等に関する項目についての質疑に關し、区長が答弁する必要がある場合のみ当該区長が出席する。

■区長(市長調整監)の庁議への出席

(1) 出席目的

庁内の政策協議及び合意形成の場に、区域の観点を反映するため、庁議に出席する。

(2) 役割

- 市政の重要施策や課題などに関する区域の状況等を伝達する。
- 区への影響が及ぶ案件に対し、地域特性や課題、その解決方法を協議する。
- 庁議での議論を踏まえ、市長の考え方、市政の動き等を共有する。

(3) 出席者

庁議構成員に 7 区長を加える。

財 政 権 限

■区への予算要求権の付与及び予算の移管

(1) 目的

各区の特性や区民ニーズなど区域の状況に応じた予算要求から執行までを行えるようにする。

(2) 移管する主な予算

- H23 年度当初予算から移管する。
- 事業所管課から配当し、区で執行している予算については、原則区に移管する。
(扶助費などは除く)
- 人件費は特別会計を含めて区に移管し、各区ごとに管理する。

(3) その他

平成 24 年度当初予算に向け、事務経費等の整理統合について検討する。

区民と取り組む地域づくり

■区民まちづくり会議の充実

(1) 拡充目的

区民参加によるまちづくりを推進するため、組織体制を強化する。

(2) 拡充内容

- 公募委員を必置とする。(全委員の 1/3 以上)
- 幅広い分野の委員を選任できるよう、分野ごとの委員の定数を規定する。
- 区民意見をより反映するためまちづくり会議の役割を拡充する。
 - ・まちづくりビジョンの進捗に対する意見提案
 - ・まちづくり基金事業の事業提案

その他の取り組み

- 区民まちづくり基金事業の拡充
- 区民連帯による活動への支援
- 子育てワンストップ窓口の設置
- 防災・危機管理体制の強化
- 地域に身近な補助業務の実施
- 集団回収報奨金業務
- 区の裁量を活かした予算システムの創設・検討(24 年度導入)